重要事項説明書(訪問看護)

訪問看護のサービス提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所が説明すべき 事項は次のとおりです。

1.事業者概要

名 称	医療法人 社団向陽会
所 在 地	山□県山□市阿知須4241番地4
代 表 者	理事長 西田一也
電話番号	0836-65-5555

2.ご利用の事業所

名 称	医療法人 社団向陽会 阿知須訪問看護ステーション
所 在 地	山口県山口市阿知須4241番地4
代 表 者	管理者 住谷 薫
電話番号	0836-65-5393
F A X 番 号	0836-65-5581
指定事業所番号	3567690007

3.事業の目的と運営方針

事業の目的 要介護・要支援状態にある方及び疾病または障害等を有され、かかりつけの医師が 指定訪問看護の必要を認めた方に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的と します。

運営の方針 (1)利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

(2)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの 綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4.職員の職種・人数

管理者 看護師若しくは保健師 *1名

看護職員 保健師、看護師又は准看護師 *常勤換算2.5名以上

理学療法士•作業療法士•言語聴覚士

*病院と兼務

午前・午後での対応 適当数

事務職員 常勤 *1名

5.営業日時

月~金曜日 8:00~17:00 土曜日 8:00~12:00

> * 上記時間以外及び日曜・祝祭日・年末年始(12月30日午後~1月3日) お盆(8月15,16日)は休業日と致しますが、緊急時は電話相談や訪問が可能です。

6.通常の事業区域

山口市南部(阿知須、佐山、深溝、江崎、嘉川、小郡、秋穂、名田島)

宇部市東部及び東北部(東岐波、西岐波、二俣瀬)

これ以外の区域については片道10km以上20km未満の地域では250円、20km以上の地域では

500円の交通費を1回につき徴収します。《事業区域外 片道距離

km》

7.訪問看護サービスの概要(詳細は別紙参照)

- (1) 心身の状況、要望、かかりつけ医の指示等を踏まえて訪問看護の計画書を作成し、適切な看護技術を持ってサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、療養上必要な事項について理解しやすい説明を行います
- (3) 病気悪化の予防、介護指導等行います。
- (4) 理学療法士等によるサービスの提供時、利用者の状態について適切に評価を行う為に、 初回訪問と3ヶ月に1回の訪問には看護職員が同行し、適切な評価をしていきます。

8.利用料について

〈介護保険の適用を受ける場合〉

本体部	3分		1単位=10円
	看護師及び	所要時間 20分未満	314単位:予防 303単位
	准看護師による	所要時間 30分未満	471単位:予防 451単位
	サービスの提供	所要時間 30分以上1時間未満	823単位:予防 794単位
	(1回につき)	所要時間 1時間以上1時間30分未満	1,128単位:予防 1,090単位
	理学療法士等によ	所要時間 20分/1回として6回/週まで	294単位:予防 284単位
	るサービスの提供	3回目/日より90/100で算定	294単位:予防 284単位
		+	
	サービス提供体制	l強化加算(I)(全員対象)	6単位/回
加算部	分(希望に応じて		
	緊急時訪問看護加算	24時間電話対応できサービス計画で決められた訪問 以外の必要時緊急訪問を行います。	月1回 600単位
_	(1)	(訪問に要した時間により別途料金が加算されます)	同意する ・ 同意しない
加算部	3分(必要に応じて		
	退院時共同指導加算	主治医と連携して在宅生活に必要な指導を行った場合。退院又は退院後初回訪問時1回(2回)	600単位/回
	如何加等	新規に計画書を作成し訪問した場合初回月に算定	初回加算(Ⅰ)350単位/月
□ 初回加算	人 人 人	(介護度変更,2ヶ月間利用無後の訪問含) 退院日訪問は I	初回加算(Ⅱ)300単位/月
	特別管理加算(I)	特別な管理が必要な場合 (在宅悪性腫瘍者管理等を受けている状態や 留置カテーテルを使用している状態等)	月1回 500単位
	特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理が必要な場合 (在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 や真皮を超える褥瘡の状態等)	月1回 250単位
		看護体制強化加算(I)	月1回550単位 予防:
	看護体制強化加算	看護体制強化加算(Ⅱ)	月1回200単位 100単位
			同意する ・ 同意しない
	複数名訪問加算	身体的理由や暴力行為、迷惑行為等により 1人の看護師による訪問が困難な場合	30分未満 254単位/回
Ш	(I)	理由[30分以上 402単位/回
	長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対して1回の時間が1時間30分を超えた場合	300単位/回
	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上 ターミナルケアを実施した場合	月1回 2,500単位
	夜間・早朝・深	夜間(18~22時)・早朝(6~8時)の訪問	25/100を所定の金額に加算
	夜加算	深夜(22~6時)の訪問	50/100を所定の金額に加算
	看護•介護職員 連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な方への計画の作成や介護員への助言等の支援を行う	月1回 250単位

		口腔の健康は	犬態の評価を実施し、利用	者の同意を得て	月1回	50単位/	
Ш	口腔連携強化加算	及び介護支援専門員に情報提供を行った		同意	する・ 同意し	ない	
· (医療保険の場合)							
本体部	分						
訪問看護基本療養費(Ⅰ)		養男 (↑)	在宅におけるサービスの提供				
		週3日目まで 5.550円/1日(准看護師5.050円)			0円)		

(1回30分~1時間30分以内) 週4日目以降 6,550円/1日(准看護師6,050円) 居宅系施設入居者等へのサービスの提供 同一日に2人 週3日目まで 5,550円/1日(准看護師5,050円) 訪問看護基本療養費(Ⅱ) 6,550円/1日(准看護師6,050円) 週4日目以降 同一日に3人以上 週3日目まで 2,780円/1日(准看護師2,530円) (1回30分~1時間30分以内) 週4日目以降 3,280円/1日(准看護師3,030円) + 7,670円/日 初日 訪問看護管理療養費(I) 2日目~ 3,000円/日

□ 訪問看護基本療養費(Ⅲ) 入院中に外泊する場合のサービスの提供 (1回30分~1時間30分以内) 入院中1回(2回) 8,500円/1日

加算部分(希望に応じて)

24時間電話対応でき必要時緊急 月1回 6,800円 訪問を行います。(訪問時別途料金が加算されます。) 同意する・同意しない

加算部分(必要に応じて)

	介護保険と同様	月1回
特別管理加算	(特別な管理が必要な場合)	2,500円
位则 6 注则异	より重症度等の高い場合(在宅悪性腫瘍,在宅気管切開患者指導管理を受ける又は気管加工し,留置カテーデル使用中)	月1回 5,000円
	在宅での看取りについて、死亡日	1回のみ
訪問看護ターミナルケア療養費	及び死亡日前14日以内に主治医の 指示により2回以上訪問看護を実施	25,000円
長時間訪問看護加算	人工呼吸器使用状態等で特別な管	週1回のみ
女时间初问自張加昇	理を必要とし2時間を超える訪問	5,200円
緊急訪問看護加算	在宅療養診療の主治医の指示により緊急訪問を行った場合(1日1	月14日目まで 2,650円/日
来 心 的 回 包 语 的 异	回)	月15日目以降 2,000円/日
	同時に複数の看護師等訪問	週1回 4,500円
複数名訪問看護加算	理由	(准看護師 3,800円)
		(看護補助者 3,000円)
抗問丟灌医療DY信報法田加質	オンライン資格確認により、利用 考の情報を取得し、計画的な管理	月1回

		1日に何度も訪問時	1⊟2回
□ 単病等	 難病等複数回訪問加算		4,500円
Ш	栽炒守该数凹动问加异 		1日3回以上
			8,000円
	到你归加管(6 捧土港)	厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1日1回 1,800円
	乳幼児加算(6歳未満) 	上記以外の場合	1日1回 1,300円
П	方明 日 却	夜間 午後6時~10時	10
Ш	夜間早朝訪問看護加算	早朝 午前6時~8時	2,100円
	深夜訪問看護加算	深夜 午後10時~午前6時	1回 4,200円
П	沿岭性共同长道加等	主治医または職員とともに看護師	退院後初回訪問時
Ш	退院時共同指導加算	等が療養上の指導を行った場合	8,000円
	特別管理指導加算	退院後特別な管理が必要な者に 対する指導を行った場合	1回 2,000円
		 退院時に看護師等が療養上の指	初回訪問時
	退院支援指導加算 	導を行い、90分を超えた場合	6,000円
		 訪問診療,歯科,薬局と情報共有	月1回
	在宅患者連携指導加算	し、療養上の指導を行った場合	3,000円
	大 夕 虫 孝取 各 吐 笙 かいっしい 7 ho 笠	状態の急変等により、医師,介護支援専門長により、	月2回に限り
	在宅患者緊急時等カソファレンス加算	援専門員らと自宅カンファレンスに参加、 必要な指導を行った場合	2,000円

〈精神科訪問看護(医療保険)の場合〉

本体部分

	1		E宅におけるサービスの提供			
		週3日目	30分未満	4,250円/1日(准看護師3,870円)		
	精神科訪問看護基本療養費	まで	30分~90分	5,550円/1日(准看護師5,050円)		
	(1)	週4日目	30分未満	5,100円/1日(准看護師4,720円)		
		以降	30分~90分	6,550円/1日(准看護師6,050円)		
		同一建物	居住者に対	してのサービスの提供		
			こ2人			
		週3日目	30分未満	4,250円/1日(准看護師3,870円)		
		まで	30分~90分	5,550円/1日(准看護師5,050円)		
П		週4日目 以降	30分未満	5,100円/1日(准看護師4,720円)		
ы	精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ)		30分~90分	6,550円/1日 (准看護師6,050円)		
	()		こ3人以上			
		週3日目	30分未満	2,130円/1日(准看護師1,940円)		
		まで	30分~90分	2,780円/1日(准看護師2,530円)		
		週4日目	30分未満	2,550円/1日(准看護師2,360円)		
		以降	30分~90分	3,280円/1日(准看護師3,030円)		

+

П	┃ □ 訪問看護管理療養費	初日	7,670円/1月
Ц	初问自读名注综包含	2⊟目~	3,000円/1日
	精神科訪問看護基本療養費	入院中に外泊する場	合のサービスの提供
Ш	(\mathbb{N})	入院中1回(2回)	8,500円/1回

加算部分(必要に応じて)

	緊急訪問看護加算	在宅療養診療の主治医の指示により緊急訪問を行った場合		月14日目まで	•
		みり糸型の回るロッ	77に場口	月15日目以降	至 2,000円/日
П	長時間訪問看護加算	厚生大臣が定める長時		週1回のみ	
	及时间的时间最加升	する場合の2時間を超	記える訪問	5,2	00円
		同時に複数の看護師	等訪問	週1回 4,5	500円
	複数名訪問看護加算	理由		(准看護師	3,800円)
		400	J	(看護補助者	3,000円)
	夜間早朝訪問看護加算	夜間 午後6時~1	O時	10 21	00円
	汉间十初机则自该加并	早朝 午前6時~8	時	۷, ۱	0013
	深夜訪問看護加算	深夜 午後10時~	午前6時	1 0 4,2	200円
	精神科複数回訪問加算	精神科重症患者早期 集中支援管理料を算	1⊟2□	1⊟ 4,5	500円
		定する利用者	3回以上	8,0	00円

くその他・実費>

・死後の処置を行った場合

処置料(営業時間内)	10,000円
処置料(営業時間外)	15.000円
綿花・ガーゼなどのセット(ご要望に応じ)	1,500円
交通費(阿知須内)	500円
交通費(阿知須外)	1,000円

(上記に消費税を足した金額)

・医療器具を貸し出した場合

吸引器	50円/1日
ネブライザー	50円/1日

• 医療保険の場合

医療保険で時間外や日曜日・祝祭日に訪問した場合	1回 3,000円

(但し厚生労働大臣が定める疾病、特別指示書等は除く)

く支払い方法>

介護保険の場合 *介護保険負担割合証に記載の割合を利用料としてお支払いいただきます。(1割~2割)

- *介護保険の限度額を上回り適用を受けない部分がある場合、利用料の全額をお支払いいただきます。 (ただし、特別管理加算、緊急時訪問看護加算は限度額の対象外)
- *准看護師の場合は90/100で算定します。
- *「特定疾患医療受給者証」等をお持ちの方は利用料の減額等があります。

医療保険の場合 *保険の負担割合により利用料が異なります。(1割~3割)

- *ただし、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの 方は利用料が自己負担限度額までとなります。
- *また、「福祉医療費受給者証」「特定疾患医療受給者証」等をお持ちの方は利用料の減額 や免除があります。
- ●利用料は、金融機関からの引き落としが原則となります。サービス利用明細書を無料発行し、 請求金額をお知らせします。

毎月20日(休日の場合翌営業日)に、ご指定の金融機関から引き落とさせていただきます。

<緊急時の対応方法>

緊急時電話番号 0836-65-5393

*上記でかからない時 090-6409-1581

状態が気になる時やいつもと違うと感じ心配な時等、24時間いつでも看護師が対応 しますので遠慮なく電話をして下さい。必要に応じて緊急訪問をします。

9.相談•苦情窓口

サービスについてご相談やご不満がある場合は、どんな事でもお寄せ下さい。 迅速、適切、丁寧に対応するよう努めます。

担当者	阿知須訪問看護ステーション 管理者 住谷 薫
ご利用方法	電話 0836-65-5393 又は直接面談いたします。
ご利用時間	営業日の午前8時~午後5時

苦情を受け付けた際の処理手順は次の通りです。

①状況の確認 ②上司への報告 ③対応策の協議 ④解決方法の提示

*その他 山口県国民健康保険団体連合会や市町村の相談・苦情の窓口、 担当の介護支援専門員等でもお受けすることができます。

(参考) 山口県国民健康保険団体連合会(国保連) 山口市朝田1980番地7 介護サービス苦情相談窓口 083-995-1010

10. (訪問看護事業所) 一時休止になった場合の体制について

《令和4年追加》

新型コロナウィルス感染症の拡大や災害時等の対応について、利用者様の安全を第一に考え、 当事業所で対応できる状況であれば変わらず訪問させて頂きます。

当事業所で対応ができない状況が発生した場合、訪問が必要な方につきましては連携体制をとっている近隣の他事業所からの訪問を受ける事となります。

その際の関係機関への連絡、引き継ぎは当事業所で責任をもって行い、利用者の皆様が困らない体制を準備していきます。

11.重要事項説明書・個人情報共有の同意

重要事項説明書の説明を また、私や私の家族等の	を受け、訪問 2個人情報に	問看護ステーション職員 <u></u> 問看護の提供開始に同意します。 こついてサービス担当者会議等において介護支援専 の要最小限の範囲内で使用する事を同意します。	<u></u> から !門員や
令和 年	月		
利用者	住所		_
	<u>氏名</u>	ED	<u>l</u>
利用者の 家族等	住所		-
2,07.0	氏夕	£0	1

(続柄